

入札契約制度の実態調査の結果について

平成20年12月17日
国土交通省

(調査の概要)

- ・各発注者の入札契約制度について毎年度実施状況の調査に加え、地方公共団体の最新の状況(12月1日)について調査。
- ・実施状況及び取組方針について、本年度は、調査対象の全発注者の個別の取組状況を公表。
- ・以下の概要については、実施状況の調査に対して最新の状況を踏まえた入札契約の改善の進捗状況を取りまとめたもの。

(国及び特殊法人等について)

- ・一般競争入札については、全ての機関で導入済(9.1時点)。
- ・総合評価方式については、国の機関の77.8%(19年度)から83.3%(20年度)(主な省庁の全て)、特殊法人等の89.1%(19年度)から95.3%(20年度)(主な法人の全て)に増加しており、導入済の機関が拡大(9.1時点)。
- ・単品スライド条項については、国の機関の55.6%(主な省庁の全て)、特殊法人等の79.5%(主な法人のほぼ全て)において適用済又は適用予定(9.1時点)。

(地方公共団体について)

- ・一般競争入札の導入については、都道府県・政令市の全て、市区町村の60.6%(19年度53.6%)に増加(9.1時点)。
- ・総合評価方式の導入については、都道府県・政令市の全て、市区町村の42.4%(19年度24.3%)に増加しているが、一般競争入札と比較すると不十分(9.1時点)。
- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、都道府県・政令市の全て、市区町村の1434団体(80.0%)(19年度77.7%)の団体でいずれかの制度を採用(9.1時点)。
- ・予定価格の事後公表のみが都道府県の8団体(17.0%)(19年度)であったが、20年度において2団体(4.3%)が事後公表に移行。都道府県の8団体(17.0%)が事前公表のみから事前公表と事後公表の併用に移行(12.1時点)。
- ・平成20年度において、都道府県の29団体(61.7%)が低入札価格調査基準価格を、23団体(54.8%)が最低制限価格を見直し(12.1時点)。
- ・単品スライド条項については、都道府県・政令市の全て、市区町村の751団体(41.9%)において適用済又は適用予定(9.1時点)。

地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行(12月1日時点)

(予定価格の事後公表への移行)

予定価格の事後公表のみが、平成19年度に都道府県の8団体(17.0%)であったが、20年度の調査において2団体(4.3%)(北海道・岡山県)が事後公表に移行。

都道府県の8団体(17.0%)(福島県・千葉県・山梨県・和歌山県・高知県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県)が事前公表のみから事前公表と事後公表の併用に移行。

予定価格の事後公表を一部でも実施しているのは、都道府県の20団体(42.6%)、政令市の4団体(23.5%)。

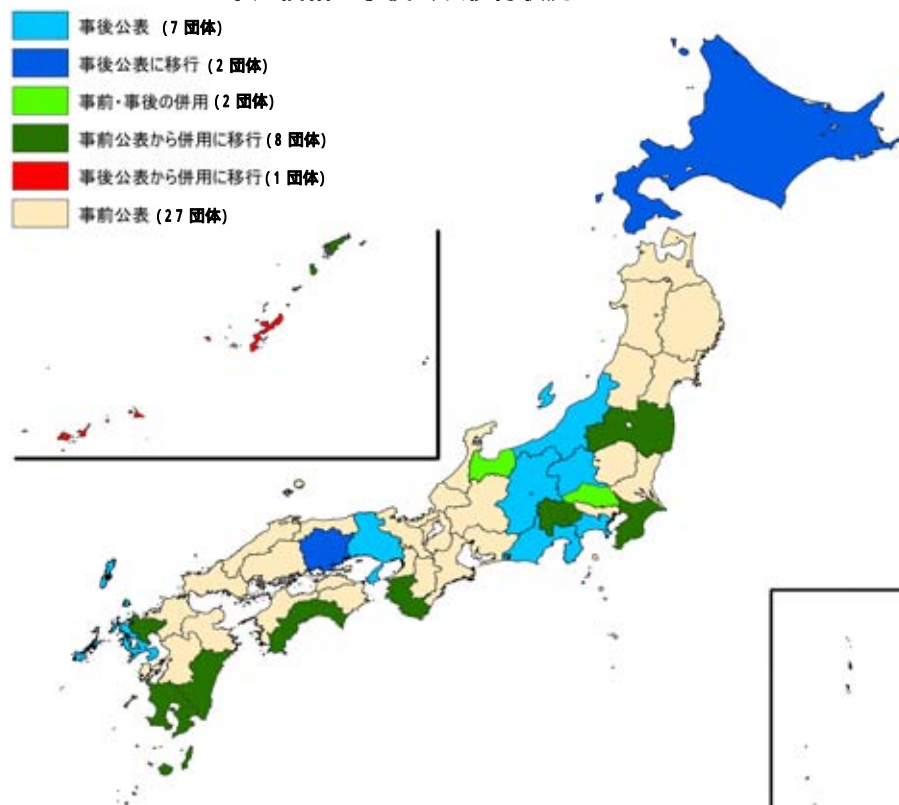
(低入札価格調査基準価格の事後公表への移行)

調査基準価格の事後公表を平成19年度に都道府県の41団体(87.2%)、政令市の11団体(64.7%)で実施していたが、20年度の調査において都道府県の3団体(6.4%)(和歌山県・鳥取県・高知県)、政令市の3団体(17.6%)(仙台市・さいたま市・新潟市)が事後公表に移行。

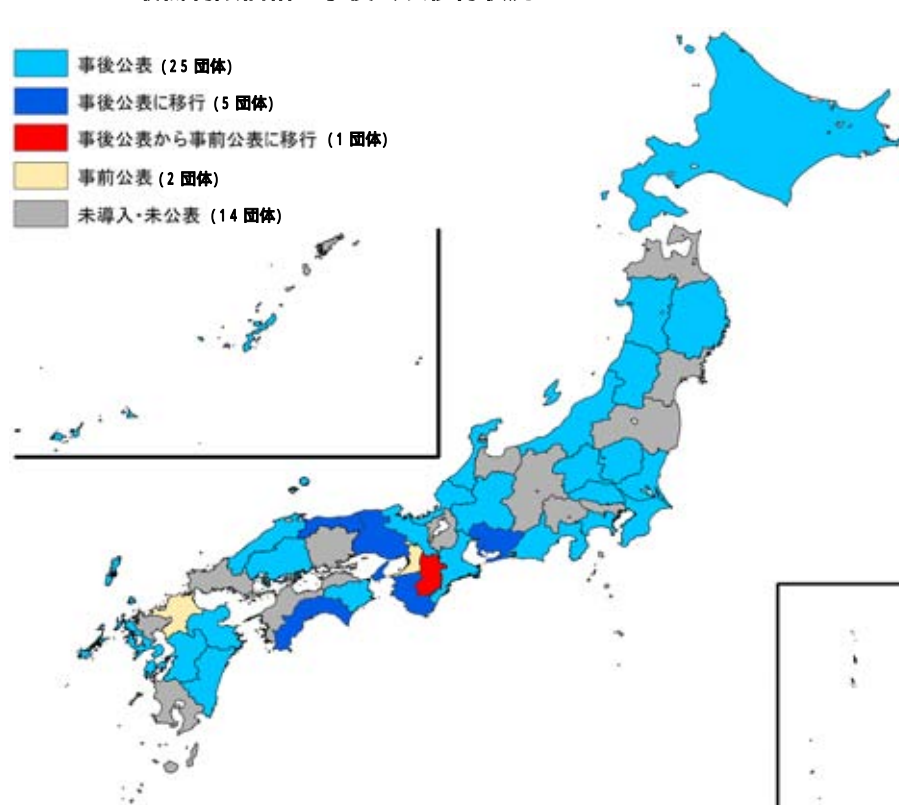
(最低制限価格の事後公表への移行)

最低制限価格の事後公表を平成19年度に都道府県の26団体(61.9%)、政令市の9団体(60.0%)で実施していたが、20年度の調査において都道府県の5団体(11.9%)(愛知県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・高知県)、政令市の2団体(13.3%)(仙台市・さいたま市)が事後公表に移行。

予定価格の事後公表移行状況について



最低制限価格の事後公表移行状況について



地方公共団体における調査基準価格・最低制限価格の見直し(12月1日時点)

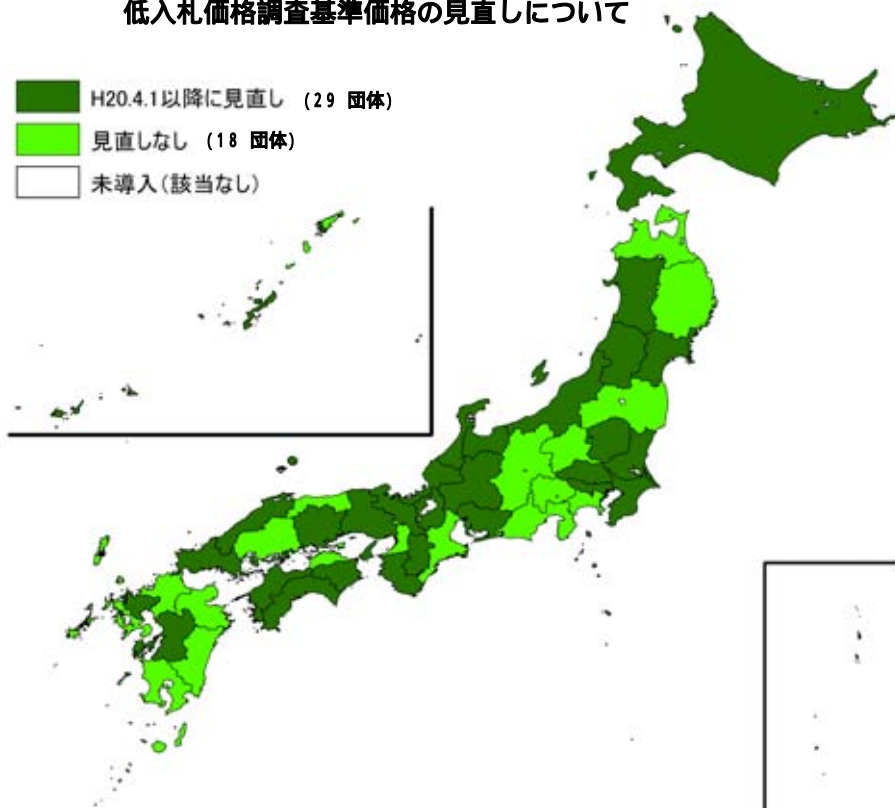
(低入札価格調査基準価格の見直し)

- ・都道府県の29団体(61.7%)、政令市の5団体(29.4%)が基準価格を見直し(H20.4.1以降)。
- ・現在、都道府県の19団体(40.4%)、政令市の5団体(29.4%)において中央公契連モデルと同等以上の水準に設定。このうち、都道府県の14団体(29.8%)、政令市の4団体(23.5%)においては、本年4月の国交省の算定式見直し以降に引き上げ。

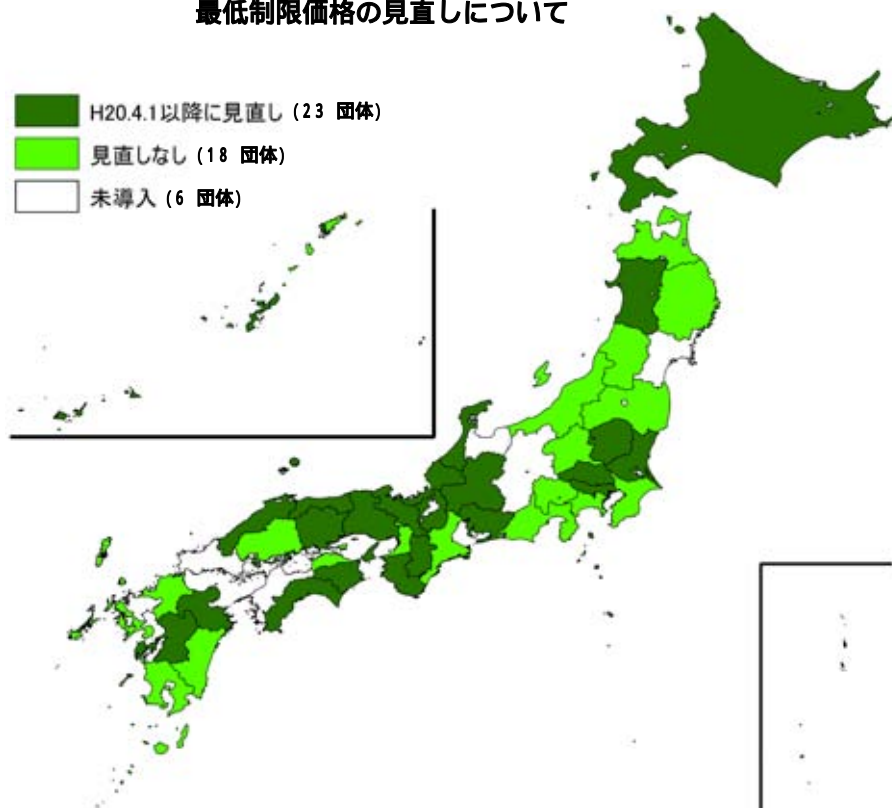
(最低制限価格の見直し)

- ・最低制限価格導入団体のうち都道府県の23団体(54.8%)、政令市の6団体(40.0%)が最低制限価格を見直し(H20.4.1以降)。
- ・現在、都道府県の9団体(21.4%)、政令市の3団体(20.0%)において中央公契連モデルと同等以上の水準に設定。このうち、都道府県の7団体(16.7%)、政令市の3団体(20.0%)においては、本年4月の国交省の算定式見直し以降に引き上げ。

低入札価格調査基準価格の見直しについて



最低制限価格の見直しについて



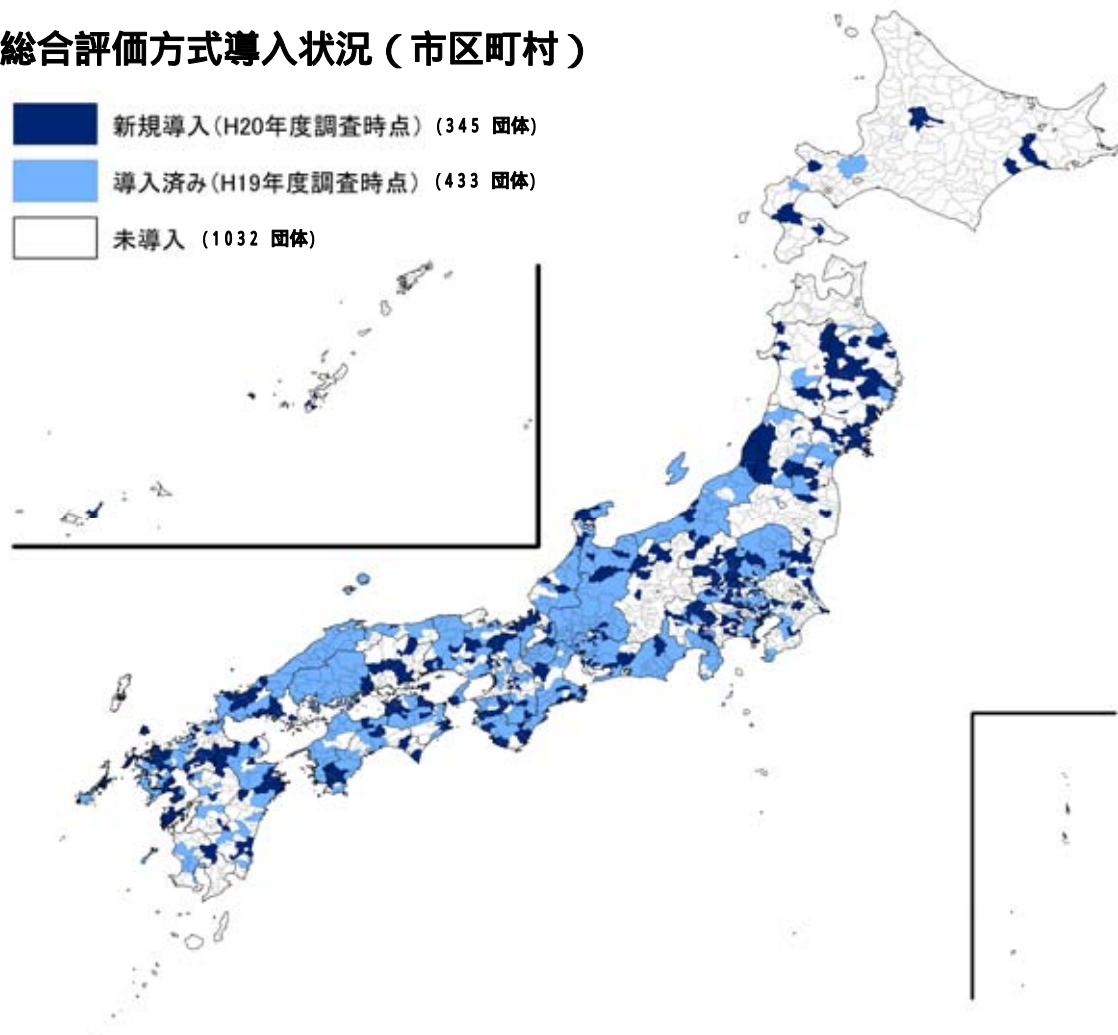
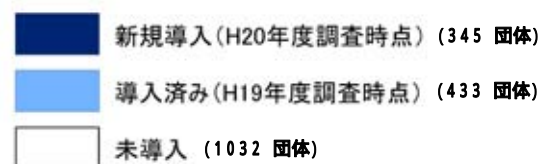
地方公共団体における総合評価方式の導入状況(9月1日時点)

都道府県、政令市においては、全ての団体において総合評価方式を導入済み。

市区町村においては、導入率が平成19年度の439団体(24.3%)から平成20年度は761団体(42.4%)に増加しているが、一般競争入札の導入状況と比較すると不十分な状況。

平成20年度において、都道府県の39団体(83.0%)、指定都市の16団体(94.1%)、市町村の326団体(42.8%)において総合評価方式の導入目標を設定。総合評価方式の対象金額を都道府県の30団体(63.8%)、政令市の8団体(47.1%)において平成20年度に新たに設定又は引き下げ。

総合評価方式導入状況(市区町村)



地方公共団体における一般競争入札の導入状況(9月1日時点)

都道府県、指定都市においては、全ての団体において一般競争入札を本格導入済。

平成20年度において、23団体(48.9%)の都道府県及び9団体(52.9%)の政令市において一般競争入札の対象工事を拡大。

市区町村においては、導入率が平成19年度の970団体(53.6%)から平成20年度に1086団体(60.6%)に増加。
平成20年度において258団体(14.4%)の市区町村が対象工事を拡大。

一般競争入札導入状況(市区町村)

